

同上職務代理者	富山県富山市山室荒屋新町 291番地	森 本 富志雄
衆議院小選挙区選出議員選挙 富山県第2区選挙長	富山県富山市大町 242番地	山 本 賢 治
同上職務代理者	富山県射水市中央町24番9号	竹 内 延 和
衆議院小選挙区選出議員選挙 富山県第3区選挙長	富山県富山市吉作4800番地	平 野 富 佐
同上職務代理者	富山県富山市婦中町希望ヶ丘 707番地	川 西 直 司
衆議院比例代表選出議員選挙 富山県選挙分会長	富山県富山市山室荒屋新町 291番地	森 本 富志雄
同上職務代理者	富山県富山市大町 242番地	山 本 賢 治

富山県選挙管理委員会告示第72号

審査分会長及びその職務代理者の選任について

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第15条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、第25回最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和3年10月19日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

職 名	住 所	氏 名
-----	-----	-----

審査分会長	富山県黒部市沓掛1771番地	堀内康男
同上職務代理者	富山県富山市吉作4800番地	平野富佐

富山県選挙管理委員会告示第73号

選挙会及び選挙分会の場所及び日時について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和3年10月19日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀内康男

区分	場所	日時
衆議院小選挙区選出議員選挙 富山県第1区選挙会	富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁4階大会議室	令和3年11月3日 午前11時
衆議院小選挙区選出議員選挙 富山県第2区選挙会	富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁4階大会議室	令和3年11月3日 午前11時
衆議院小選挙区選出議員選挙 富山県第3区選挙会	富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁4階大会議室	令和3年11月3日 午前11時
衆議院比例代表選出議員選挙 富山県選挙分会	富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁4階大会議室	令和3年11月3日 午前10時

富山県選挙管理委員会告示第74号

開票事務と選挙会事務との合同について

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における富山県第1区の開票の事務は、選挙会の事務に併せて行わないので、公職選挙法（昭和25年法律第

100号) 第79条第2項の規定により告示する。

令和3年10月19日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

富山県選挙管理委員会告示第75号

審査分会の場所及び日時について

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第1項により、令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり指定したので、同法第34条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和3年10月19日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

場	所	日	時
富山県富山市新総曲輪1番7号		令和3年11月3日	
富山県庁4階大会議室		午前10時	

富山県選挙管理委員会告示第76号

ポスター掲示場にポスターを掲示できる日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、市町村の選挙管理委員会を設置するポスター掲示場にポスターを掲示できる日を次のとおり定める。

令和3年10月19日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

ポスターを掲示できる日 令和3年10月19日

富山県選挙管理委員会告示第77号

政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所について

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和3年10月19日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

1 くじを行う日時

令和3年10月19日 午後5時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁3階特別室

富山県選挙管理委員会告示第78号

選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所について

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和3年10月19日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

1 くじを行う日時

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙公報のくじについては

令和3年10月19日 午後5時30分

衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報のくじについては

令和3年10月20日 午後7時

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁3階選挙管理委員会室

富山県選挙管理委員会告示第79号

投票記載所等の衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序の
くじを行う日時及び場所について

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の
名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和3年10月19日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

1 くじを行う日時

令和3年10月19日 午後6時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁3階特別室

富山県選挙管理委員会告示第80号

選挙運動に関する支出金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条及び公職選挙法施行令（昭和25年
政令第89号）第127条の規定による令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議
員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同
法第196条の規定により告示する。

令和3年10月19日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者1人につき

富山県第1区 23,124,600円

富山県第2区 22,817,200円

富山県第3区 24,578,800円